

「施工時期選択可能工事制度」令和8年4月特記仕様書

1. 本工事は、工事開始日を発注者が指定する工事開始期限日の範囲内で受注者が任意に選択できる「施工時期選択可能工事制度」の対象工事である。
2. 本工事の工事開始期限日は令和〇年〇月〇日、工事期間は〇〇日間とする。
3. 留意事項
 - (1) 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に、工事開始日選択承認申請書(別紙様式1-1)により発注者の承認を受けなければならない(提出先：十日町市 総務部 財政課 契約検査係)
 - (2) 落札決定の日から起算して7日以内に契約をすること。
 - (3) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者及び現場代理人の配置を要しない。
 - (4) コリンズの登録は、通常の契約どおり契約締結後10日以内に行うこと。登録内容は通常の工事と異なるので、コリンズ利用者編マニュアル参照のこと。
 - (5) 工事開始日の前日までの間において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等一切の工事準備、及び工事を行ってはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保(現場への搬入を除く)並びに関係機関への協議文書等の届出等は、工事準備に該当しないものとする。
 - (6) 工事開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うものとする。
 - (7) 積算にあたっては、全体工期(契約締結予定日を起算日とした履行期限)を基準としており、施工時期を選択により発生する経費(積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等)については、受注者の負担とする。
ただし、受注者の責によらない事情が生じた場合は、設計変更ガイドラインのとおり適切に対応する。
 - (8) 前金払の取扱いについては、十日町市建設工事請負基準約款第34条に定めるところにより行うものであるが、請求は、発注者が承認した工事開始日からできるものとする。
 - (9) 契約の保証は、十日町市建設工事請負基準約款第4条に定めるところにより行うものとし、その期間は、契約締結日から履行期限日までとする。
4. 落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、工事開始日から7日以内に工事に着手し、工事に着手したときは、速やかに「着手届」及び「工程表」を提出すること。